

	項 目	内 容
3	防火対象物の名称	有限会社喜多家具
	防火対象物の所在地	西脇市野村町字九品寺ノ下265番地1、267番地1 263番地1
	命令を受けた者の氏名 又は名称	有限会社喜多家具 代表取締役 石井 喜四男
	命令の内容	1 命令を行った日 平成30年1月19日 2 命令事項 屋内消火栓設備及び避難器具を設置すること。 自動火災報知設備及び誘導灯を技術上の基準に従 って改修すること。 (消防法第17条第1項違反)

注意事項

公表後においても、引き続き違反状態の是正を促しています。
なお、履行状況により、告発などの対象となります。